

| 岡山県公報                                                                                                                                                                                                   |  | 発行 岡山県                                                       |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------|--|
|                                                                                                                    |  | 目次                                                           |  |
| 目次                                                                                                                                                                                                      |  | 担当課（室）                                                       |  |
| 【告示】<br>○ 港湾施設の指定の一部改正<br>（県例規集登載）<br>○ 土地改良事業の施行認可<br>○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造<br>計算適合性判定機関からの変更の届出<br>【公告】<br>○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧<br>〃<br>○ 道路の位置の指定<br>○ 落札者等の決定<br>【正誤】<br>○ 港湾施設の指定の一部改正の正誤<br>（県例規集登載） |  | 港湾課<br>耕地課<br>建築指導課<br>経営支援課<br>〃<br>建築指導課<br>警察本部会計課<br>港湾課 |  |
|                                                                                                                                                                                                         |  | 目次                                                           |  |
|                                                                                                                                                                                                         |  | 担当課（室）                                                       |  |

◎岡山県告示第四百三十二号

昭和四十二年岡山県告示第八百十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年十月二十日

表東備港の項中

岡山県知事 伊原 木 隆 太

|              |                     |              |
|--------------|---------------------|--------------|
| 上屋           | 上屋                  | 上屋           |
| 備前市穂浪三七七一番三四 | 備前市穂浪三七七一番三四        | 備前市穂浪三七七一番三四 |
| 二、一〇〇平方メートル  | ジブクレーン<br>揚力 一〇・五トン | 二、一〇〇平方メートル  |

を

に改める。

◎岡山県告示第四百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和八年十月二十日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

北七区支線1号

小規模土地改良事業（かんがい排水）

錦西4番川樋門

非補助土地改良事業（かんがい排水）

妹尾川北沿川東樋門

〃

都新川3番川南樋門

〃

西七区支線121号の1

〃

北七区支線41号

〃

5号堅丘3交差樋門

〃

宗津西町9番川

〃

広川1号樋門

〃

三

認可年月日

令和八年九月二十五日

◎岡山県告示第四百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和八年十月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

岡山事務所

新…岡山県岡山市北区磨屋町三番一〇号

旧…岡山県岡山市北区内山下一丁目三番一九号

三 変更の年月日

令和八年十一月二日

〔四八三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 無印良品 総社

所在地 総社市井手字一本木一二五〇番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ニシナ

住所 倉敷市連島町連島一九九〇番地

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 名称 (仮称) 無印良品 総社

(変更後) 名称 無印良品 総社

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社仁科百貨店

住所 倉敷市水島東常盤町一〇番五号

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

(変更後) 名称 株式会社ニシナ

住所 倉敷市連島町連島一九九〇番地

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

4 変更年月日

令和八年九月二日

二 届出年月日

令和八年九月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年十月二十日から令和九年二月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔四八四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年十月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 無印良品 総社

所在地 総社市井手字一本木一二五〇番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ニシナ

住所 倉敷市連島町連島一九九〇番地

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）三箇所

（変更後）四箇所

4 変更年月日

令和八年十月一日

二 届出年月日

令和八年九月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年十月二十日から令和九年二月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部企業誘致商工振興課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ

〔四八五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                                 |                          |                 |                 |
|---------------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|
| 番<br>指<br>定<br>年<br>月<br>日<br>号 | 道<br>路<br>の<br>位<br>置    | 道路の幅員<br>（メートル） | 道路の延長<br>（メートル） |
| 岡山県指令備中局<br>建第八三号<br>令和八年十月九日   | 浅口郡里庄町大字里見字天神前六<br>三四九番九 | 六・〇二            | 七三・二五           |

〔四八六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年十月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

基幹ネットワーク機器の借入れ 一式

二 借入期間

令和九年三月一日から令和十四年二月二十九日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和八年九月十七日

五 落札者の名称及び所在地

N E C キ ャ ピ タ ル ソ リ ュ ー シ ョ ン 株 式 会 社 岡 山 営 業 所

岡山市北区下石井一丁目一番一七号

六 落札金額

一月当たり三、八三七、九〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三四八、九〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和八年七月十七日

〔一三〕 令和七年六月二十七日付け公布岡山県告示第三百三十号（港湾施設の指定の一部改正）に誤りがあった。

|   |           |
|---|-----------|
| 行 | 一 終わから一   |
| 誤 | 四八五・〇メートル |
| 正 | 四八・五メートル  |